

峡南保健福祉事務所（峡南保健所） 出前講座実施要領

1 目的

住民が保健・衛生をテーマとする講座の開催を希望する場合に、保健福祉事務所職員が講師を務める出前講座を実施することにより、住民の保健・衛生に関する理解の促進及び知識の普及啓発を図るとともに、健康づくりの支援をすることを目的とする。

2 対象者等

峡南保健福祉事務所（峡南保健所）管内（市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町）に住所を有する個人団体（サークル等）、事業所、民間団体、公共機関等を対象とする。ただし、営利活動や政治・宗教等を目的とする団体や、苦情や陳情・要望を主目的とするものは対象としない。

3 講座内容

別表「峡南保健福祉事務所（峡南保健所）出前講座一覧」のとおり実施する。

具体的な内容は、当所担当職員との協議により決定する。

なお、県や市町村・関係機関が類似した研修等を行っている場合は、当該関係機関等を紹介することがある。

また、過去に同様の内容・対象者に講座を実施している場合は、資料提供のみとすることがある。

4 派遣費用・必要物品

講師は当所職員が務めるため謝金・旅費等はいらない。ただし、印刷が必要な講座資料については依頼者が必要部数を用意する。

また、パソコンやスクリーン等講座で使用する機材については、依頼者が準備する。

5 実施日時

原則として平日に実施するものとし、実施時間は午前10時から午後4時までの間とする。

6 実施場所

会場及び駐車場等は、峡南保健福祉事務所（峡南保健所）管内において依頼者が確保する。

7 申込方法

別紙「出前講座申込書」に記入し、下記へ FAX 又は郵送で申し込む。

住所 〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢771-2

峡南保健福祉事務所（峡南保健所）健康支援課
FAX 0556-22-8147

8 申込期日

原則として講座実施希望日の1か月前までに申し込むものとする。

9 講座実施の決定

講座実施の可否や開催方法については、申込到着後10日以内に担当職員から依頼者へ連絡をする。

講座内容や当所業務の都合により、希望に添えない場合がある。

10 問い合わせ先

峡南保健福祉事務所（峡南保健所）健康支援課
TEL 0556-22-8155

附則

この要領は、令和8年4月1日に施行する。